

第5部 参考資料

1 環境基準等

1-1 大気

1) 大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）

最新改正 平成8年 環告73

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

第2 達成期間

- 1 一酸化炭素、浮遊粒子状物質または光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。
- 2 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持されまたは原則として五年以内において達成されるよう努めるものとする。

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。※	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。※	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。※	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
備考	1.浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう 2.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。			

※評価方法（長期的評価）：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準値を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

2) 二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）

改正 平8環告74

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による二酸化窒素に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間等は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 二酸化窒素に係る環境基準は、次のとおりとする。
1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。※
- 2 1の環境基準は、二酸化窒素による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

第2 達成期間等

- 1 1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。
- 2 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。
- 3 環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。

※評価方法：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（98%値）を環境基準と比較して行う。

3) 二酸化窒素に係る千葉県環境目標値

1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。

4) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について（平成9年2月4日環境庁告示第4号）

改正 平13環告30

環境基本法第16条第1項の規定によるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン（以下「ベンゼン等」という。）による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

第2 達成期間

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

別表

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

5) 非メタン系炭化水素

中央公害対策審議会指針値（昭和 51 年 8 月）：「炭化水素の測定については非メタン系炭化水素を測定することとし、光化学オキシダントの生成防止のための濃度レベルは、午前 6 時から午前 9 時までの 3 時間平均値で、0.20ppmC～0.31ppmC の範囲にあること。」

1-2 水質

1) 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

最新改正 平成15環告123

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

- (1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。
 - ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。
 - イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。
 - ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。
 - エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。
 - オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。
 - カ 対象水域が、2以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

第2 公共用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公共用水域の水質の測定を行なう場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表1および別表2の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取および操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法によるものとする。
- (2) 測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、公共用水域の水量の如何を問わずに随時、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については、公共用水域が通常の状態（河川にあっては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあっては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。）の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。
- (3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

第3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。

- (1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目的とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。
- (2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

第4 環境基準の見直し

1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
- (3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

	項 目	基 準 値	測定方法
1	カドミウム	0.01mg/L以下	省略
2	全シアン	検出されないこと	
3	鉛	0.01mg/L以下	
4	六価クロム	0.05mg/L以下	
5	砒素	0.01mg/L以下	
6	総水銀	0.0005mg/L以下	
7	アルキル水銀	検出されないこと	
8	PCB	検出されないこと	
9	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
10	四塩化炭素	0.002mg/L以下	
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
12	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	
13	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
14	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
16	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
19	チウラム	0.006mg/L以下	
20	シマジン	0.003mg/L以下	
21	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
22	ベンゼン	0.01mg/L以下	
23	セレン	0.01mg/L以下	
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.0mg/L以下	
25	ふっ素	0.8mg/L以下	
26	ほう素	1mg/L以下	

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

別表2.生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
A	水道2級、水産1級 、水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下	
C	水産3級、工業用水 1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級、環境 保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—	
測定方法		省略					
備考	1. 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。) 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。 3~4 省略						

(注)①自然環境保全：自然探勝等の環境保全

②水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

// 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

// 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

③水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

// 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

// 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

④工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

// 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

// 3級：特殊の浄水操作を行うもの

⑤環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ 省略

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量1000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)(省略)

(3) 海 域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級、水浴、 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	検出されない こと	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
B	水産2級、工業用 水及びCの欄に掲 げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	
測定方法		省略					
備考 1～2省略							

注①自然環境保全：自然探勝等の環境保全

②水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

II 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

③環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲 げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	第1の2の(2)により水 域類型ごとに指定する 水域
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に 掲げるもの（水産2種及び3種を 除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種、工業用水、生物生息環 境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
測定方法		省略		
備考 1.基準値は、年間平均値とする。 2.水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

※①自然環境保全：自然探勝等の環境保全

②水 産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、安定して漁獲される

水 産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水 産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

③生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(達成期間等)

各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速やかにその達成維持を図るものとする。(以下、省略)

2) BOD 及び COD の環境基準の達成状況の評価—平成 13 年 5 月 31 日 環水企第 92 号

全窒素及び全燐を除く生活環境の保全に関する環境基準の達成状況は、告示により日間平均値で評価することとされているが、類型指定された水域における BOD 及び COD の環境基準の達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、以下の方法により求めた「75% 水質値」が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

75% 水質値… 年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値をもって 75% 水質値とする。（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

1-3 地質

1) 土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号）

最新改正 平成13年 環告16

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項による土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）並びにその達成期間等は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土壌の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

第2 環境基準の達成期間等

環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあっては、土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

別表

	項 目	環 境 上 の 条 件
1	カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
2	全シアン	検液中に検出されないこと。
3	有機燐	検液中に検出されないこと。
4	鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
5	六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
6	砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
7	総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
9	PCB	検液中に検出されないこと。
10	銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
11	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
12	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
13	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
14	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
16	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
17	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
18	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
19	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
20	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
21	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
22	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。

23	チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
24	ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
25	セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
26	ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
27	ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
備考：省略		

付表：省略

2) 土壤汚染対策法第 5 条に規定する指定区域に指定される基準

特定有害物質（法第 2 条）		指定基準（法第 5 条）	
		土壤含有量基準	土壤溶出量基準
（第 1 種特定有害物質） 揮発性有機化合物	四塩化炭素		0.002mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン		0.004mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン		0.02mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/L 以下
	ジクロロメタン		0.02mg/L 以下
	テトラクロロエチレン		0.01mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン		1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン		0.03mg/L 以下
	ベンゼン		0.01mg/L 以下
（第 2 種特定有害物質） 重金属等	カドミウム及びその化合物	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
	六価クロム化合物	250mg/kg 以下	0.05mg/L 以下
	シアン化合物	遊離シアン 50mg/kg 以下	検出されないこと
	水銀及びその化合物 アルキル水銀	15mg/kg 以下	検出されないこと
	セレン及びその化合物	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
	鉛及びその化合物	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
	砒素及びその化合物	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
	ふっ素及びその化合物	4000mg/kg 以下	0.8mg/L 以下
	ほう素及びその化合物	4000mg/kg 以下	1mg/L 以下
特定有害物質（第 3 種） 農薬等	シマジン		0.003mg/L 以下
	チウラム		0.006mg/L 以下
	チオベンカルブ		0.02mg/L 以下
	PCB		検出されないこと
	有機リン酸		検出されないこと

3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）

改正 平成 10 年環告 23、平成 11 年環告 16

環境基本法第 16 条第 1 項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間等は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

環境基準は、すべての地下水につき、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

第 2 地下水の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、地下水の水質の測定を行う場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 測定の実施は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、地下水の流動状況等を勘案して、当該項目に係る地下水の水質汚濁の状況を的確に把握できると認められる場所において行うものとする。

第3 環境基準の達成期間

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする（ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。）。

第4 環境基準の見直し

環境基準は、次により、適宜改定することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更及び環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

別表

	項 目	基 準 値	測定方法
1	カドミウム	0.01mg/L以下	省略
2	全シアン	検出されないこと	
3	鉛	0.01mg/L以下	
4	六価クロム	0.05mg/L以下	
5	砒素	0.01mg/L以下	
6	総水銀	0.0005mg/L以下	
7	アルキル水銀	検出されないこと	
8	PCB	検出されないこと	
9	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
10	四塩化炭素	0.002mg/L以下	
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
12	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	
13	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
14	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
16	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
19	チウラム	0.006mg/L以下	
20	シマジン	0.003mg/L以下	
21	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
22	ベンゼン	0.01mg/L以下	
23	セレン	0.01mg/L以下	
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.0mg/L以下	
25	ふっ素	0.8mg/L以下	
26	ほう素	1mg/L以下	
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 省略			

4) 特定地下浸透水の浸透の制限

【水質汚濁防止法】

(特定地下浸透水の浸透の制限)

第12条の3 有害物質使用特定事業場から水を排出する者(特定地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、第8条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

(計画変更命令等)

第8条 都道府県知事は、(略) 特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第5条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

【水質汚濁防止法施行令】

(有害物質を含むものとしての要件)

第6条の2 法第8条の環境省令で定める要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。

【水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法】平成1年環告39
最新改正平成13年環告35

水質汚濁防止法施行規則第六条の二の環境大臣が定める検定方法は、別表の左欄の有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げるとおりとする。

別表

有害物質の種類	検定方法	備考
カドミウム及びその化合物	略	1リットルにつきカドミウム0.001 ミリグラム
シアン化合物	略	1リットルにつきシアン0.1 ミリグラム
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	略	1リットルにつき0.1 ミリグラム
鉛及びその化合物	略	1リットルにつき鉛0.005 ミリグラム
六価クロム化合物	略	1リットルにつき六価クロム0.04 ミリグラム
砒素及びその化合物	略	1リットルにつき砒素0.005 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	略	1リットルにつき水銀0.0005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	略	1リットルにつきアルキル水銀0.0005 ミリグラム
ポリ塩化ビフェニル	略	1リットルにつき0.0005 ミリグラム
トリクロロエチレン	略	1リットルにつき0.002 ミリグラム
テトラクロロエチレン	略	1リットルにつき0.0005 ミリグラム
ジクロロメタン	略	1リットルにつき0.002 ミリグラム
四塩化炭素	略	1リットルにつき0.0002 ミリグラム
1・2-ジクロロエタン	略	1リットルにつき0.0004 ミリグラム
1・1-ジクロロエチレン	略	1リットルにつき0.002 ミリグラム
シス-1・2-ジクロロエチレン	略	1リットルにつき0.004 ミリグラム
1・1・1-トリクロロエタン	略	1リットルにつき0.0005 ミリグラム
1・1・2-トリクロロエタン	略	1リットルにつき0.0006 ミリグラム

1・3-ジクロロプロペン	略	1 リットルにつき 0.0002 ミリグラム
チウラム	略	1 リットルにつき 0.0006 ミリグラム
シマジン	略	1 リットルにつき 0.0003 ミリグラム
チオベンカルブ	略	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
ベンゼン	略	1 リットルにつき 0.001 ミリグラム
セレン及びその化合物	略	1 リットルにつきセレン 0.002 ミリグラム
ほう素及びその化合物	略	1 リットルにつきほう素 0.2 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	略	1 リットルにつきふっ素 0.2 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	略	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては 1 リットルにつきアンモニア性窒素 0.7 ミリグラム、亜硝酸化合物にあつては 1 リットルにつき亜硝酸性窒素 0.2 ミリグラム、硝酸化合物にあつては 1 リットルにつき硝酸性窒素 0.2 ミリグラム

(注) この表の中欄に掲げる検定方法により上欄に掲げる有害物質を検定した場合において、「当該有害物質が検出されること」とは、同表の下欄に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。

1-4 騒音

1) 騒音に係る環境基準について（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）

改正 平 12 環告 20・平 17 環告 45

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、別に定めるところによる他、次のとおりとする。環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～翌日の午前6時）
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A 及び B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

※AAを当てはめる地域：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

Aを当てはめる地域：専ら住居の用に供される地域

Bを当てはめる地域：主として住居の用に供される地域

Cを当てはめる地域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(道路に面する地域)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
(備考)車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

習志野市における適用は以下のとおりです。

AA 地域：該当なし

A 地域：都市計画用途地域のうち第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域。

B 地域：第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域。

C 地域：近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域。

※この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
幹線道路の近接空間	70デシベル以下	65デシベル以下
(備考)個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。		

(評価方法)

(1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の

影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。

この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。

- (2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- (3) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- (4) 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
- (5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z8731による。以下省略

(地域としての評価)

- (1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。以下省略

(達成期間)

- (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
- (2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。
- (3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては、(2)を準用するものとする。以下省略

(適用除外)

航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

1-5 有害化学物質等

1) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準
（平成11年12月27日環境庁告示第68号）改正 平成14年環告46

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準を次のとおり定め、平成12年1月15日から適用する。

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

(1) 環境基準

- ①環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- ②1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- ③大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- ④水質汚濁（水底の底質汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- ⑤水底の底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- ⑥土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

(2) 達成期間等

- ①環境基準が達成されていない地域又は水域にあつては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。
- ②環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあつては、その維持に努めることとする。
- ③土壌汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあつては、必要な措置を講じ、土壌汚染に起因する環境影響を防止することとする。

(3) 環境基準の見直し

ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととする。

別表

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考		
1.基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。		
2.大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。		
3.土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

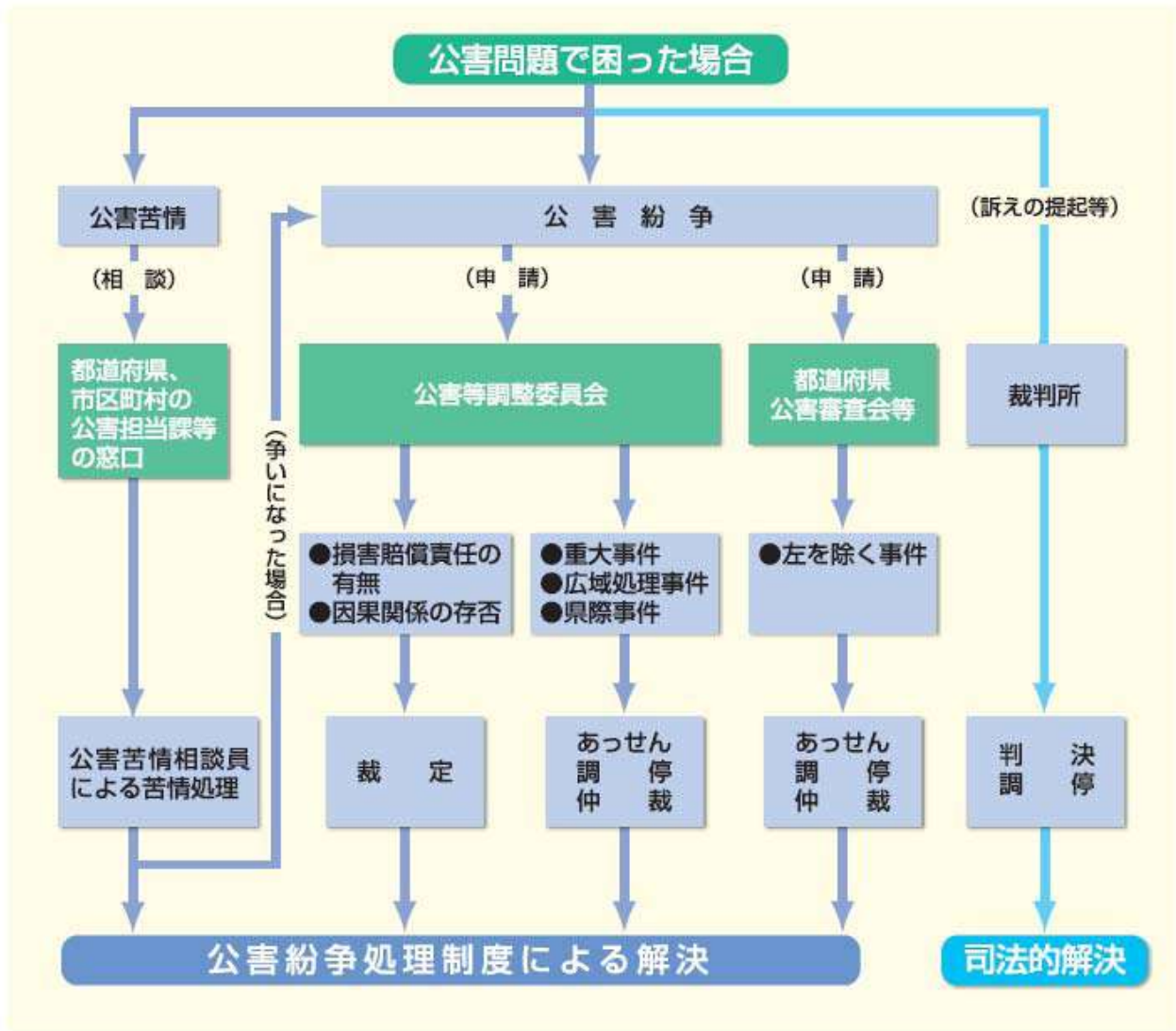
1-6 公害紛争処理法の概要

<p>①目的</p>	<p>公害に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁及び裁定の制度を設けることにより、迅速かつ適正な解決を図ること。</p> <p>あっせん: あっせん委員が紛争の当事者間に入り、交渉が円滑に行なわれるよう仲介することにより、当事者間における紛争の自主的解決を援助、促進する手続。</p> <p>調停: 調停委員会が紛争の当事者を仲介し、双方の互譲による合意に基づき紛争の解決を図る手続。あっせんと類似するが、調停委員会が積極的に当事者間に介入し、手続をリードする点が異なる。</p> <p>仲裁: 紛争当事者双方が裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、紛争の解決を仲裁機関である仲裁委員会に委ね、その判断に従うことを約束(仲裁契約)することにより紛争解決を図る手続。</p> <p>裁定: 当事者間の紛争について裁定委員会が法律的判断を行なうことにより、紛争解決を図る手続。責任裁定と原因裁定の2種類がある。</p> <p>責任裁定: 損害賠償問題に関する紛争について、裁定委員会が損害賠償責任の有無及び賠償額判断することにより、紛争解決を図る手続。</p> <p>原因裁定: 加害行為と被害発生との間の因果関係について裁定委員会が判断する手続。</p>																												
<p>②対象</p>	<p>事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる「典型7公害」に関する民事上の紛争。</p> <p>「相当範囲にわたる」とは、人的・地域的に広がりがあるという趣旨。</p> <p>「典型7公害」とは、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭による被害をいう。また、この場合の被害は、既に発生しているもののほか、将来発生するおそれのあるものも含まれる。</p>																												
<p>③組織と役割</p>																													
<p>○公害等調整委員会(総務省の外郭団体。「中央委員会」ともいう)</p> <p>紛争に係るあっせん、調停、仲裁、裁定</p> <p>地方公共団体の行う公害に関する苦情の処理についての指導</p> <p>地方公共団体の長に公害に関する苦情の処理状況について報告を求める</p>																													
<p>○公害等審査会(都道府県が条例により定める)</p> <p>紛争に係るあっせん、調停、仲裁</p> <p>都道府県知事は、市町村長に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求める</p>																													
<p>○公害苦情相談員(都道府県及び市町村が設ける。習志野市の場合は環境保全センター職員があたる)</p> <p>住民の相談に応ずること</p> <p>苦情の処理のために必要な調査、指導及び助言をすること</p> <p>関係行政機関への通知その他苦情の処理のために必要な事務</p> <p>※ また、地方公共団体は、「関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努める。」とされている。</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区分</th> <th>組織\内容</th> <th>あっせん</th> <th>調停</th> <th>仲裁</th> <th>裁定</th> <th>相談・調査・指導・助言</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>公害等調整委員会</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>公害等審査会</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>公害苦情相談員</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		行政区分	組織\内容	あっせん	調停	仲裁	裁定	相談・調査・指導・助言	国	公害等調整委員会	○	○	○	○	—	都道府県	公害等審査会	○	○	○	—	—	市	公害苦情相談員	—	—	—	—	○
行政区分	組織\内容	あっせん	調停	仲裁	裁定	相談・調査・指導・助言																							
国	公害等調整委員会	○	○	○	○	—																							
都道府県	公害等審査会	○	○	○	—	—																							
市	公害苦情相談員	—	—	—	—	○																							

この法律による解決手法には、あっせん、調停、仲裁、裁定があり、問題の規模や内容により、国(公害等調整委員会)や県(公害等審査会)の機関で行います。

市には「公害苦情相談員」がおかれます。公害苦情相談員の仕事は、相談を受けること、調査を行うこと、解決手法について指導、助言することで、当事者間に入って、調停等を行うことはできません。

公害紛争処理法による解決は、裁判による司法的解決に比較して、公害についての専門的知識が活用できる、終結までの期間が短い、費用が安い等の特徴があります。



2 用語解説

< 公 害 - 般 >

■公 害（典型7公害）

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。（環境基本法第2条第3項）

ここで公害の種類として大気の汚染等、7つ挙げていることから、これらをまとめて「典型7公害」という。

■環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準のことで、環境基本法第16条に基づき定められている。現在、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境基準がある。なお、ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法第105号)第7条の規定に基づき定められている。

環境基準は行政上の目標であり、公害発生源（工場等）に対する規制基準とは異なる。

■規制基準（排出基準・排水基準）

工場や事業場等が遵守すべき公害の発生に係る許容限度をいいます。大気汚染防止法では排出基準、水質汚濁防止法では排水基準、騒音規制法及び振動規制法では規制基準という。

■総量規制

環境基準を達成するため、その地域にある工場等の排出源に排出量等を割り当て、工場等を単位として規制すること。現在、大気汚染防止法（硫黄酸化物と窒素酸化物）と水質汚濁防止法（COD、窒素及びりん）に基づく総量規制がある。

< 大 気 >

■硫黄酸化物（SO_x）

石炭や石油などの、硫黄分を含む燃料が燃えて生じた二酸化硫黄（SO₂）、三酸化硫黄（SO₃）の総称。SO₂は亜硫酸ガスともいい、無色、刺激性の強い気体で、粘膜や呼吸器を刺激し、慢性気管支炎や気管支ぜんそくの原因となる。

■一酸化炭素（CO）

炭素含有物が不完全燃焼した際に発生する無色、無臭の気体。主に自動車排出ガスに含まれ、血液中のヘモグロビンと強く結合し、酸素の運搬作業を阻害し、中枢神経、末梢神経を麻痺させる。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線の作用により光化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン（O₃）、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの酸化性物質の総称です。このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、春から夏にかけ日差しが強く風が弱い日に発生しやすく、目やのどを刺激する。

■酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物が雨と作用し、雨水が酸性化されたもの。清浄な雨水は、大気中の炭酸ガスによりpH5.6程度の弱酸性であることから、pHがそれ以下の雨を酸性雨という。

■窒素酸化物（NO_x）

燃焼一般に伴って発生し、その多くは一酸化窒素（NO）として排出され、空気中の酸素に触れると酸化され二酸化窒素（NO₂）に変化する。

NOは、空気よりやや重い無色の気体で、刺激性はないが、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を阻害する。

NO₂ は、赤褐色、刺激性の気体で、水に溶けにくく、肺深部まで侵入するため、肺に対する毒性が強い。

■ばい煙

物の燃焼などに伴い発生する硫酸化物、ばいじん、そのほか窒素酸化物などの有害物質をいう。一般的には、ガス状の黒煙をいう。

■浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）

石炭や石油系の燃料の燃焼に伴い発生するススのうち、粒径 10 μ m（1cmの1000分の1）以下のものをいい、大気中に比較的長期間滞留するため、呼吸器系への影響が大きい。

■粉じん

物の破碎、選別や堆積に伴い発生する固体の粒子をいう。大気汚染防止法では、アスベスト（石綿）を特定粉じん、それ以外のセメント粉、石炭粉などを一般粉じんという。

< 水 質 >

■公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠（こうきょ）、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、終末処理場を有する公共下水道は除く。

■健康項目

水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。カドミウム等26項目ある。

■生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。pH、BOD、COD、DO、SS、*n*-ヘキサン抽出物質、大腸菌群数、全窒素、全燐、全亜鉛の10項目があり、全亜鉛を除く9項目について河川・湖沼・海域別に、また、利水目的に応じて基準値が定められている。全亜鉛の類型指定については現在審議中。

■BOD（Biochemical Oxygen Demand：生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川や工場排水の有機汚濁を測る代表的な指標。数値が大きいほど汚濁が著しい。

■COD（Chemical Oxygen Demand：化学的酸素要求量）

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、海域、湖沼の有機汚濁を測る代表的な指標。数値が大きいほど汚濁が著しい。

■DO（Dissolved Oxygen：溶存酸素量）

水中に溶け込んでいる酸素の量。水中に有機物が増えると、それを分解する微生物のために酸素が消費され、溶存酸素は減少する。

■pH（水素イオン濃度）

酸性やアルカリ性を示す指標で、pH7が中性、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性を示す。自然水は、pH6.5～8.5の範囲にある。

■SS（Suspended Solid：浮遊物質）

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁物質の量をいう。

■青潮

東京湾では、夏期に北～北西の冷風が吹くと、温かい表層水は沖に押し流され、逆に無酸素状態の低層水が沿岸に押し寄せ、その結果、海面が乳青色を呈し、酸素欠乏状態となり、魚介類のへい死が起こる。

■赤潮

プランクトンの異常繁殖により海水が着色する現象。有害プランクトンの発生や酸素欠乏状態のため、魚介類のへい死など漁業被害が出ることもある。閉鎖性水域において夏期に起きやすく、窒素、リン等による富栄養化が原因とされる。

■富栄養化

閉鎖性水域において、河川等から窒素、リン等の栄養塩類が運ばれ、大量に存在すると、プランクトンの異常増殖をもたらす、二次的汚濁である赤潮等が発生し、水道や漁業に障害がでる。

■閉鎖性水域

地形等により水の出入りが悪い内湾、内海、湖沼等の水域をいう。沿岸からの汚濁の影響を受けやすく、ヘドロの堆積や富栄養化が進行し、赤潮等が発生しやすくなる。千葉県においては、東京湾、印旛沼、手賀沼が該当する。

< 地 質 >

■帯水層

地下水が蓄えられている地層のことで、地下水を透しやすい地層。逆に、地下水を透しにくい地層を難透水層という。

■観測井

地層の状況を検討し、観測すべき帯水層の位置に合致する部分にストレーナ（地下水の取入口）を設けたケーシングを挿入して、目的とする帯水層の水位や水質等のデータを得るための井戸をいう。

■トリクロロエチレン等

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン及び四塩化炭素の有機塩素化合物4物質の総称。主に金属・機械部品の脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使われており、これらが原因で全国的に地下水汚染が問題となっている。

■水準点

土地の標高を表す標石で、水準測量の基準として用いられる。地盤の変動状況を測定するには、この水準点を用い、標高の変化を精密水準測量によって測り、変動量を求める。

■天然ガスかん水

天然ガスを溶存している塩分の濃い地下水で、太古の海水が地下深くに閉じ込められたもの。ヨウ素が多く含まれており、千葉県一帯の上総層群（300～40万年くらい前に海底で堆積した地層）中に存在している。

< 騒音・振動・悪臭 >

■低周波音

人の耳には聞こえない周波数が[※]20Hz（ヘルツ）以下の音で、「超低周波空気振動」ともいう。窓ガラスを振動させたり、レベルによっては生理的影響がでる。発生源は、トンネル、高速道路橋、工場の他に、地震・雷などの自然現

象もある。

■臭気強度

臭気の強さを数値で表すことは困難であるが、一般的に6段階評価法が採用されている。

(6段階臭気強度表)

臭気強度	内 容
0	無 臭
1	やっと感知できる臭い (検知閾値濃度)
2	何の臭いであるか判る弱い臭い (認知閾値濃度)
3	楽に感知できる臭い
4	強い臭い
5	強烈な臭い

■臭気指数

刺激量と人間の感覚量の間には、一定の法則 (Weber-Fechner の法則) が成り立ち、感覚量は刺激量の対数に比例することから、臭気濃度を対数で表示したものを臭気指数という。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log} (\text{臭気濃度})$$

■臭気濃度

人間の臭覚で臭気を感じることができなくなるまで希釈した場合におけるその希釈の倍数を、臭気濃度という。すなわち、1000 倍に無臭空気で希釈したときににおいが消えた場合、臭気濃度 1000 の臭気という。

< 有害化学物質 >

■TEQ (Toxicity Equivalency Quantity : 2,3,7,8-TCDD毒性等価濃度)

ダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDDを1として、ダイオキシン各種の毒性を数値化したもの。その数値に各濃度を掛けた値の総和を、ダイオキシン類濃度のTEQ換算値という。

■PRTR制度 (Pollutant Release and Transfer Register : 化学物質排出移動量届出制度)

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に1回届け出る。行政機関は、そのデータを整理し集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表する。

PRTRによって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができる。

3 気象データ

1) 年度別気象概況一覧

項目 ＼ 年度	気温(°C)			湿度(%)		風向(16方位)		風速(m/s)		降水量(mm)			天候(日)			
	最高	最低	平均	最低	平均	最多 風向	最多風 向率(%)	最高	平均	合計	日最大降 水量	時間最 大降水 量	晴れ	曇り	雨	雪
昭和 48	33.5	-3.1	14.2	15	74	SSW	12.3	10.3		1007	84	31	246	69	47	3
49	31.8	-4.0	14.1	21	74	NNW	10	10.1		1141	64	23	228	91	45	1
50	32.5	-7.0	14.3	11	72	SW	10.7	11.8	2.3	1318	110	19	210	76	78	2
51	31.0	-6.0	13.4	19	72	SW	12.1	11	2.3	1199	81	29	209	121	33	2
52	33.3	-2.7	14.8	14	68	NE	14	11.8	2.5	1017	105	36	196	140	29	0
53	35.7	-3.5	15.4	18	71	SSW	13.1	12.4	2.6	891.5	48	29	220	116	28	1
54	34.0	-2.7	15.3	18	71	NNE	12.9	14.2	2.2	1137	93	16	189	137	38	4
55	31.7	-6.0	14.3	16	75	SW	11	11	2.3	1131	62	27	190	144	29	2
56	33.0	-4.2	14.0	18	76	NE	12.8	11.6	2.3	1365	139	31	203	115	47	0
57	31.8	-4.9	14.5	19	78	NE	12.1	14.6	2.4	1766	117	34	214	96	55	0
58	36.3	-5.6	13.6	14	71	NE	13	10.3	2.5	1385	85	29	179	149	30	5
59	35.5	-5.2	14.2	12	69	NE	16.1	9.3	2.4	1037	111	37	168	168	29	0
60	34.0	-4.0	14.2	9	73	NE	11.2	12	2.4	1069	70	23	234	82	46	3
61	32.8	-4.0	13.9	15	75	NE	10.9	10.2	2.2	1597	203	24	225	98	41	1
62	33.7	-4.8	14.8	6	73	NE	11.7	9.1	2.4	1490	128	26	207	114	43	2
63	32.5	-1.6	14.4	14	73	NNE	12.8	10.1	2.4	1757	103	53	193	115	56	1
平成1	33.7	-3.8	15.1	12	72	NNW	11.5	10.8	2.3	1689	140	26	206	99	54	4
2	35.4	-3.4	15.6	11	70	SW	13.8	10.5	2.7	1308	77	30	229	86	50	0
3	36.7	-2.5	15.4	11	73	NE	11.9	10.7	2.4	2020	207	39	185	129	50	2
4	35.9	-1.6	14.7	6	70	SW	19.2	12.3	2.6	1458	110	35	206	114	44	1
5	33.4	-4.1	14.1	8	70	N	11.6	10.6	2.5	1606	156	28	200	117	46	2
6	37.4	-4.0	15.6	10	68	N	12.4	9.2	2.4	1086	68	33	223	107	34	1
7	36.1	-4.5	14.8	7	69	SW	13.2	12.3	2.5	1041	93	23	229	109	25	3
8	35.6	-6.0	13.1	8	71	N	12.2	13.1	2.5	1273	266	33	240	94	31	0
9	31.5	-6.3	12.7	8	72	SW	14	12.1	2.5	1131	73	32	232	86	43	4
10	36.2	-2.7	15.9	10	73	NE	12.2	12.4	2.4	1181	50	20	200	122	43	0
11	34.7	-1.9	16.3	9	67	SW	14.1	9.1	2.5	1172	145	24	243	94	29	0
12	35.1	-4.7	15.7	10	69	SW	13.6	11.4	2.5	1468	92	29	226	103	34	2
13	36.8	-1.9	15.7	12	69	N	11.2	10.1	2.6	1326	220	30	235	85	45	0
14	35.2	-3.9	14.8	16	73	SW	13.6	12	2.7	1211	76	40	231	90	42	2
15	34.9	-2.4	15.1	15	75	SW	12.1	9.5	2.8	1309	161	50	197	121	48	0
16	37.5	-3.4	16.0	11	74	SW	14.9	9.6	2.7	1647	136	31	222	92	49	2
17	35.7	-4.6	15.0	12	70	NE	11.4	10.3	2.5	1382	73	43	204	131	28	2
18	34.5	-1.7	15.4	11	70	N	11.5	10.5	2.5	1559	161	27	191	142	32	0
19	36.9	-2.9	15.2	10	69	SW	13.3	13.9	2.5	1167	109	15	217	123	24	2

2) 年度別気温データ一覧

項目 年度	年平均	年最高	年最低	日平均 最高	日平均 最低	日最高 平均	日最低 平均	猛暑日	真夏日	夏日	熱帯夜	真冬日	冬日
昭和 55	14.3	31.7	-6.0	28.3	0.1	18.1	10.9	0	12	90	4	0	0
56	14.0	33.0	-4.2	28.2	0.0	18.1	10.3	0	23	75	11	0	33
57	14.5	31.8	-4.9	27.8	0.8	18.2	11.3	0	10	72	4	0	23
58	13.6	36.3	-5.6	30.0	-2.4	17.5	10.0	1	30	82	10	0	71
59	14.2	35.5	-5.2	30.0	-1.1	18.1	10.7	1	43	96	20	0	31
60	14.2	34.0	-4.0	28.9	-0.6	18.2	10.6	0	38	92	15	0	61
61	13.9	32.8	-4.0	27.5	0.0	17.7	10.3	0	14	69	1	0	30
62	14.8	33.7	-4.8	29.6	0.4	18.7	11.2	0	35	92	14	0	27
63	14.4	32.5	-1.6	28.3	2.4	18.1	10.9	0	10	71	1	0	12
平成1	15.1	33.7	-3.8	27.9	0.4	18.7	11.7	0	27	83	6	0	21
2	15.6	35.4	-3.4	30.0	2.4	19.8	11.9	2	47	105	19	0	23
3	15.4	36.7	-2.5	30.2	1.0	19.4	12.0	5	38	104	18	0	22
4	14.7	35.9	-1.6	29.4	1.8	18.8	11.1	2	42	83	7	0	19
5	14.1	33.4	-4.1	27.7	0.3	18.1	10.6	0	17	78	1	0	21
6	15.6	37.4	-4.0	31.6	1.1	19.8	11.8	7	60	116	21	0	30
7	14.8	36.1	-4.5	29.8	-1.1	18.9	11.1	5	44	89	15	0	47
8	13.1	35.6	-6.0	29.4	-2.2	17.4	9.2	1	26	72	3	0	66
9	12.7	31.5	-6.3	25.8	-1.7	16.9	8.9	0	4	68	0	1	78
10	15.9	36.2	-2.7	30.0	1.1	19.8	12.2	1	42	113	19	0	19
11	16.3	34.7	-1.9	29.9	1.4	20.3	12.5	0	60	125	40	0	16
12	15.7	35.1	-4.7	29.5	-0.3	19.7	12.0	1	59	118	30	0	36
13	15.7	36.8	-1.9	31.2	2.1	19.9	11.9	3	39	110	16	0	20
14	14.8	35.2	-3.9	29.9	-0.5	18.7	11.3	1	45	101	20	0	39
15	15.1	34.9	-2.4	28.9	2.1	19.1	11.5	0	34	87	9	0	18
16	16.0	37.5	-3.4	31.0	1.0	20.2	12.1	2	62	115	22	0	20
17	15.0	35.7	-4.6	29.9	-0.4	19.2	11.3	2	55	109	14	0	46
18	15.4	34.5	-1.7	28.9	2.1	19.2	12.0	0	30	88	4	0	5
19	15.2	36.9	-2.9	30.9	0.6	19.1	11.6	3	41	106	19	0	28

猛暑日:日最高気温が35℃以上の日

真夏日:日最高気温が30℃以上(35℃未満)の日

夏日:日最高気温が25℃以上(30℃未満)の日

冬日:日最低気温が0℃未満の日

真冬日:日最高低気温が0℃未満の日

熱帯夜:日最低気温が25℃以上の日